

愛知県建築工事品質管理要領（資材編）

（趣旨）

第1条 この要領は、受注者が建築物の基本要件品質の確保のために行う品質管理のうち、使用する「資材・機材の品質」についての管理項目などを発注者が提示することにより、建築工事に関する適正な品質の確保を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この要領は、愛知県建設部のうち公営住宅課、公共建築課が所管する建築物の工事に適用する。ただし、これにより難しい場合や、これとは異なる品質計画を定めた場合は、監督職員の承諾する方法によることができる。

また、この要領に定めのない項目については、各工事で適用される仕様書等による。

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「仕様書」とは、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」並びに「工事特記仕様書」をいう。
- (2) 「品質計画」とは、仕様書に規定する「品質計画」による。
- (3) 「主要資材」とは、別表1に定める資材（機材）とする。

（施工計画書の内容）

第4条 当該工事の施工に先立ち作成した施工計画書には、使用予定の資材・機材（以下「資材等」という。）が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料（以下「品質（性能）証明資料」という。）を添付する。ただし、JIS、JAS、BL部品等の規格のマーク表示がある資材等を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、品質（性能）証明資料の添付を省略することができる。（JISの自己適合宣言品を除く）

また、施工数量あたりの所要量などの指定がある材料については、必要搬入数量が確認できる資料を添付すること。

なお、小規模なもの等で監督職員の承諾を受けた工種は、施工計画書の作成を省略することができる。

（使用資材等の計画）

第5条 工事に先立ち、使用する予定の資材等を記載した「使用資材（機材）一覧表」を作成し、監督職員の承諾を受ける。

（使用材料・機材の品質の確認方法）

第6条 使用する資材等の品質の確認方法の種類は、照合による確認、資料による確認、試験による確認とし、施工計画書にそれぞれの資材等の具体的な品質確認方法を記載する。（別表1「資材（機材）の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「品質確認方法」参照。）

なお、品質の確認が必要な資材等は、主要資材ならびに監督職員が指示をした資材等とする。ただし、監督職員が承諾した場合は省略することができる。

また、鉄筋、コンクリート、鋼材については本条の他、第8条に定める。

（1）照合による確認

規格を証明するマーク等の表示がある資材等を、照合することにより品質の確認をする。ただし、照合だけでは十分な確認ができない場合は、必要に応じて資料等で補足する。

（2）資料による確認

次のアからオのいずれかによる。なお、資料とは、規格証明書、評価書の写し、品質（性能）証明資料、製作図、納入仕様書、工場検査報告書、工場試験成績書、調合計画書等とし、監督職員に提出する。

また、資料で品質を確認されたものについては、資材等の受入時に、提出した資料と同一の資材等であることを確認する。

- ア J I S又はJ A Sと指定された資材等で、資材等にJ I S又はJ A Sの表示がない場合等、規格の確認が困難なものは、規格証明書等により品質を確認する。
- イ (一社)公共建築協会が行う「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価され、評価名簿に記載がある資材等を使用しようとする場合は、評価書の写しにより、品質を確認することができる。(当該工事場所が評価書の「納入地区およびアフターサービス地区」に含まれる場合に限る)
- ウ J I S又はJ A Sと指定された資材等で、J I S自己適合宣言品もしくはその他の資材等を使用しようとする場合は、品質(性能)証明資料一式により品質を確認する。
- エ 製作図、納入仕様書等の承諾を受け、工場製作される資材等は、製作図、納入仕様書並びに工場検査報告書、工場試験成績書等に基づき品質を確認する。
- オ その他の資材等を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料一式により品質を確認する。

(3) 試験による確認

公的な試験機関において試験を行い、その結果得られた試験成績書により必要な品質、基準等を満たしていることを確認する。なお、コンクリート及びガス圧接の材料試験は、原則資料1の試験機関において行う。

(使用資材等の受入時の検査等)

第7条 現場に資材等を搬入した際は、別表1「資材(機材)の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「受入時検査項目」について受入検査を行うとともに、材料写真等を添付した「材料(機器)搬入報告書」により監督職員へ報告した上で、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、検査で合格した材料と同じ種別の材料を搬入した場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、「材料(機器)搬入報告書」による現場代理人からの報告をもって監督職員の検査にかえる、若しくは検査を省略することができる。

また、機材等で、仮材料決定時に納入仕様書等で仕様、性能の承諾を受けたものについては、承諾を受けた資料等と搬入されたものが同一であることを確認し、「材料(機材)搬入報告書」により報告する。

(鉄筋、コンクリート、鋼材の品質確認について)

第8条 鉄筋、コンクリート、鋼材の品質の確認方法については(1)から(3)、ガス圧接については(4)、材料の試験の手続きについては(5)による。

(1) 鉄筋

- ア J I Sの規格品であることを証明する鉄筋のロールマークの確認及び結束表示板(鋼板)と照合した規格証明書(当該工事名を記載)を監督職員へ提出する。
- イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法について監督職員の承諾を受けること。
※ 他の確認方法の例・・・流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出すると共に、ロールマークの確認を行う。

(2) コンクリート

コンクリート及びコンクリート用材料の試験については仕様書による。ただし、コンクリートの総使用量が20 m³以下であって、かつ、構造耐力上重要ではない部分に使用する場合は、監督職員の承諾を受けて、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により生産者が行う品質管理試験結果によることができる。

(3) 鋼材

- ア J I Sの規格品であることを証明する規格証明書(当該工事名を記載)を監督職員へ提出する。
- イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法について監督職員の承諾を受けること。
※ 他の確認方法の例・・・流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出する。
- ウ 鋼材の品質を試験により確認する場合は、仕様書の材料試験等による。

(4) ガス圧接

品質の確認及び試験の方法については仕様書による。

(5) 材料試験の手続きは次の方法により実施する。

ア 試験の依頼

材料試験は、資料1「コンクリート及びガス圧接の材料試験の概要」に基づき、いずれかの試験機関に受注者が依頼するものとする。なお、型枠取外し時期の決定用試験及びコンクリートの調合管理強度の管理試験(材齢28日)については、監督職員が立会うことによりコンクリートのJIS認証工場で行うことができる。

また、試験依頼の方法はそれぞれの試験機関の定めるところによる。

イ 供試体の封印及び表示

(i) ガス圧接

封印は、資料2「供試体の封印及び表示の方法」の「1. ガス圧接部」により行う。

(ii) コンクリート類

封印は、資料2「供試体の封印及び表示の方法」の「2. コンクリート」により行う。

(iii) 鋼材

原則として封印の方法は、ガス圧接に準ずるものとする。ただし、供試体の製作方法については事前にそれぞれの試験機関と協議し、決定する。

ウ 封印等の確認

供試体の封印等については、それぞれの試験機関の確認を受ける。

エ 試験記録の整理

各試験に用いる材料について、供試体の抜き取り、試験の依頼及び結果の判定など、一連の関係を記録簿(様式1~2)により整理をする。

(その他)

第9条 工事における品質管理は受注者等が策定する品質計画により行うものであるため、この要領をもとに、より良い品質計画の策定に努めること。

また、規格の制限値等、社内基準を設ける等により品質確保に努めること。

《 材料確認の方法 》

流れ	現場代理人	監督職員	摘要	備考
☆使用材料の仮決定	● 承諾を求める	● ↓ 〈承諾〉	使用資材(機材)一覧表を提出 ※1 材料仮決定	必要に応じ納入仕様書、承諾図、見本、カタログ等を添える。
☆材料搬入時	● 材料確認を求める	● ↓ 〈合格〉	搬入報告書 品質(性能)証明資料等を提出 材料決定	搬入写真、完成図等
☆工事完了時	● 材料確認書類をまとめて提出	→	使用した資材等の一覧表を作成する 使用資材(機材)一覧表 仕様資料など	施工関係資料とは別にまとめる。

※1 使用資材(機材)一覧表は必要に応じて追加し、監督職員の承諾を求める。

□ 資料 1 コンクリート及びガス圧接の材料試験の概要

1. 工事にかかる材料試験のうち、コンクリート及びガス圧接については下記の試験機関（又は工業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者）に依頼して行うものとする。

- | | | |
|-----|---|------------------|
| ① | 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター
〒481-0043 北名古屋市沖村沖浦39 | TEL 0568-23-0111 |
| ①-1 | 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター 名古屋建材試験所
〒459-8001 名古屋市緑区大高町川添83番地 | TEL 052-622-5046 |
| ② | 一般財団法人 東海技術センター
〒465-0021 名古屋市名東区猪子石二丁目710 | TEL 052-771-5161 |
| ②-1 | 一般財団法人 東海技術センター 三河試験所
〒440-0081 豊橋市大村町字橋元68番地1 | TEL 0532-57-7797 |
| ③ | 公益財団法人 なごや建設事業サービス財団 名古屋建設技術センター
〒454-0832 名古屋市中川区清船町一丁目3 | TEL 052-361-3700 |
| ④ | (株)愛建総合設計研究所 建築材料試験室
〒448-0813 刈谷市小垣江町亥新田20-2 | TEL 0566-22-6100 |
| ⑤ | 中部コンクリート検査(株)
〒486-0817 春日井市東野町七丁目15-17 | TEL 0568-82-3500 |
| ⑥ | 一般財団法人 ベターリビング 名古屋ラボ
〒458-0804 名古屋市緑区亀が洞1丁目101番地 | TEL 052-879-2151 |
| ⑦ | (株)オーテック 名古屋試験センター
〒475-0911 半田市星崎町三丁目46-2 | TEL 0569-47-5555 |

2. コンクリート及びガス圧接の材料試験の依頼については、それぞれの試験機関が定める様式を使用する。

3. 成績書の送付先について

原則として申込者(施工業者)とする。

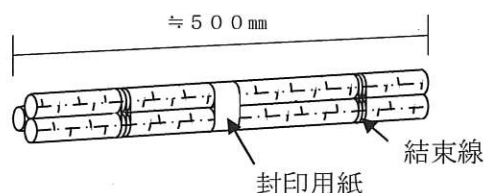
□ 資料 2 供試体の封印及び表示の方法

1. ガス圧接部

(1) 封印 (図 1)

- ア 封印用紙の紙質は、やや厚手の和紙等とし、寸法は、50 mm×260 mm程度とする。
- イ 愛知県建設部発行の検印証 (図 3) に、発注機関 (公営住宅課又は公共建築課)、施工者、工事名、部位、規格 (例 SD295A D22・SD345 D25)、採取年月日、監督職員の認印又はサイン (委託監理の場合は建築工事監理業務委託共通仕様書で定める管理技術者) を記載して封印用紙に貼り付け封印する。
- ウ 鉄筋は鉄線等により結束し、封印用紙の下地は紙テープ等で仮結束を行う。

(図 1)



(2) 注意事項

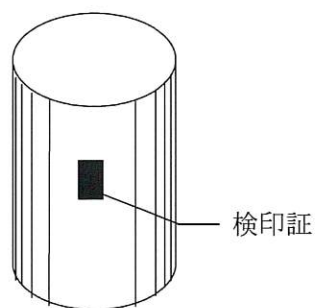
- ア 供試体の長さは、約 500 mmとする。
- イ 供試体の抜取りは、原則として社章及びロールマークのある部分とする。

2. コンクリート

(1) 封印 (図 2)

愛知県建設部発行の検印証 (図 3) に、発注機関 (公営住宅課又は公共建築課)、施工者、工事名、部位、規格 (指定強度、スランプ及び粗骨材の径)、採取年月日、監督職員の認印又はサイン (委託監理の場合は建築工事監理業務委託共通仕様書で定める管理技術者) を記載したうえで、供試体作製時に上面から約 2~3 cm下の側面に打込む。なお、記入用具は油性ボールペン又は細字油性マジックとする。

(図 2)



(図 3)

70mm		監督員
発注機関		
施工者		印
工事名		
部位		
規格		
採取日	年 月 日	
愛知県建設部検印証		

50mm